

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p><b>I ビジョン及び中期経営計画</b></p> <p><b>2 中期経営計画の策定及び進捗状況</b></p> <p>[意見1] 中期経営計画の進捗状況の公表について</p> <p>中期経営計画の進捗状況について、ビジョンの示す方向性の実現に向けて進捗していると判断したものや、外的要因など何らかの課題があり、計画の進捗が遅れているものがあるが、計画の進捗状況の公表にあたっては、その判断理由をより丁寧に説明し、需要者に神戸市水道局の取組について理解を深めてもらうように促していく必要がある。</p>	<p>これまでも水道局HPにおいて中期経営計画の進捗状況を公表してきたが、計画期間が終了した中期経営計画2019（計画期間：平成28～令和元年度）の実績については、第96回神戸市上下水道事業審議会（令和2年12月23日開催）において報告した。</p> <p>また、方針変更や外的要因などにより計画通り進捗していない施策については、その理由や今後の対応方法についてまとめた資料を、上記審議会での実績報告資料と併せて水道局の中期経営計画のページで2月26日に公表した。</p> <p style="text-align: right;">（水道局）</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見2] 水源の最適化について</p> <p>水源のあり方については、阪神水道企業団からの受水を軸に自己水源やその施設の統廃合等を進めていく必要がある。</p> <p>そのためにも、阪神水道企業団やその構成市との連携を更に進めていくとともに、阪神水道企業団からの受水量と自己水源の確保量との最適なバランスについて明確な方向性を早急に示す必要がある。</p>	<p>平成28～29年度に、阪神水道企業団や構成市とともに、水源（浄水場）の再配置・集約化について検討し、各施設がもつ特徴を評価したうえで、想定するリスクごとに最適配置案を整理した。</p> <p>また、中期経営計画2023策定時には、浄水場やトンネル等大規模施設の整備について検討し、主な投資についても計画を公表したところである。</p> <p>今後も引き続き計画を検証しながら、水源や施設の最適化に着実に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">（水道局）</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見3] 施設のあり方や統廃合等について</p> <p>水需要が減少していくなか、施設の処理能力について余剰が生じているが、安定供給に必要な処理能力と、効率的・経済的な事業運営の両面から施設能力の適正化を図っていくべきである。</p> <p>また施設の統廃合を含めた効率的な施設のあり方については、阪神水道企業団や構成市と連携して、広域的な視野から検討を進めるべきである。</p>	<p>阪神水道企業団や構成市とともに、平成28～29年度は水源（浄水場）の再配置・集約化について検討し、平成30～令和元年度は阪神間における将来的な水供給システムを再構築すべく、各事業体の施設を効率的・効果的に活用するように施設の再編など具体案をとりまとめた。</p> <p>これまでに検討した内容で、事業化の目途があるものは、実施可能となる時期までに関係事業体間で調整していく。</p> <p style="text-align: right;">（水道局）</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見4] アセットマネジメント手法による投資の効果について</p>	<p>中期経営計画2023において、今後10年間の財政計画および大規模投資を公</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>アセットマネジメントの手法を用いて水道施設の更新計画の見直しを行っているが、投資の平準化の具体的な内容やその効果を整理のうえ、市民にわかりやすく説明していくべきである。</p>	<p>表している。アセットマネジメントによる効果について、説明する内容や方法など、どのようなことができるか研究する。</p> <p>(水道局)</p>	
<p>[意見5] 配水管の更新のペースアップについて</p> <p>現状では、入札不調等により、年間40kmの更新が未達成となっている。早急に入札不調となった原因を分析し、その対策を講じていく必要がある。</p> <p>また、現行の4,800kmの配水管を年間40kmずつ更新していくとの計画であれば、一巡に120年間を要することになる。費用面での優位性は認められたとしても、配水管の経年化による漏水事故等のリスクを勘案すれば、引き続き、更新のペースアップについて検討を進めていく必要がある。</p>	<p>引き続き入札不調対策や多様な発注方式および工事業務の効率化の取組を進めていくことで、当面は少なくとも年間40kmの配水管の更新を着実に進めていきたい。</p> <p>年間40kmの配水管の更新目標を達成した後は、さらに長期的な視点を考慮し、財政状況をふまえた上で、さらなる更新ペースアップを検討していきたい。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見6] 配水管の耐震化の進捗管理について</p> <p>配水管の耐震化について、老朽管の更新にあわせて行われていることや影響度の大きい箇所を優先して行われていることは十分に評価できる。</p> <p>しかしながら、その進捗管理において、数値目標が示されていない。配水管の耐震化は、「神戸市水道施設耐震化基本計画」において3本の柱とされた重要な施策であり、配水管路全体の耐震化を着実に進めていく必要があることから、耐震化率や耐震化の距離等の数値目標を設けるべきである。</p>	<p>中期経営計画2023では、一般的な配水管の更新・耐震化の指標(数値目標)ではなく、施策に直結した「配水池根元の配水管更新・耐震化」および「防災拠点に至るルート上の配水管の耐震化」の目標値を設定し、進捗管理を行っている。</p> <p>これは、「配水管路全体への影響度が大きい大口径の配水管」や「防災拠点など災害時の効果」といった観点を中心に重視して更新を進めていこうとしているものである。</p> <p>引き続き、重要な基幹管路の更新を行いながら、配水管路全体の耐震化を着実に進めていきたい。</p> <p>(水道局)</p>	他の方法で対応
<p>[意見7] 料金体系の見直しについて</p> <p>約20年以上にわたり料金改定を行っておらず、また、直近の改定は全体的な水準の引き上げで、料金体系は大きく変更していない。</p> <p>今後、給水収益(水道料金収入)の減少が見込まれるなか、現行の料金体系で安定した経営状況を維持していくことは難しいことから、あるべき料金体系の検討を進めていくことが必要である。</p> <p>また、料金体系の見直しには、更なる経営改善の取組が前提となるが、今後の水道事業の経営状況を見据えながら、あるべき料金体系についての検討を進め、その料金体系の内容及び経営改善の取組内容について市民に丁寧に説明し、理解を得られるようにしていくべきである。</p>	<p>中期経営計画2023では、10年間(令和2~11年度)の財政計画を策定し、可能な限りの経営改善等を進めることで、現行料金水準での事業運営を目指すこととしているが、計画策定時には想定できなかった新型コロナの影響による大幅な減収が見込まれている。</p> <p>このため、可能な限り経営改善を実施した場合でもなお、事業運営にかかる費用を水道料金収入で回収できない場合には、事業継続のため、料金改定も含めた対応を検討する必要があると考えている。</p> <p>中期経営計画2023では、「水需要が減少を続ける中でも経営の持続が可能な料金体系の検討」を個別施策として</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>盛り込んでおり、現在の料金体系が抱える課題を整理しながら、水需要が減少する時代の料金体系のあり方について、広く意見をいただきながら、検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p>	
<p>[意見8] 水道事業の財政計画の策定について</p> <p>新たに策定した中期経営計画2023において、事業の透明性を高め、定量的に将来像を示すことで、市民の理解を深めてもらうため、これまで4年間のみ示していた財政計画を10年間示したことは評価できる。</p> <p>しかしながら、経費の削減方法については、「可能な限りの経営改善等を進める」として、大枠の削減額が示されているのみである。どのような手法で費用を削減していくのか、より具体的な改善方法を示すことで、財政計画において、水道事業を安定的に持続していけるかを定量的に示し、経営計画の実効性をより高めていく必要がある。</p> <p>また、進捗管理にあたっては、決算などの実績の公表を通じて、市民に経営改善の取組がより分かりやすく伝わるよう努められたい。</p>	<p>財政計画については、不確実な要素も多く、長期にわたって具体策を示すことは難しい面もある。直近4年程度はより具体的な改善策を示し、それ以降は目標として、その具体策は適宜見直しを図るなど、現実的で実効性のある計画の策定を検討したい。</p> <p>また、財政計画の進捗状況については、毎年の上水道事業審議会において報告しているが、今後、経営改善の取組についても市民にとってよりわかりやすくなるよう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見9] 神戸市水道サービス公社の役割について</p> <p>神戸市水道サービス公社の設置目的である「神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与する」ためにも、神戸市水道局が策定する計画に、公社の役割について示すべきである。</p>	<p>水道サービス公社の役割は、高度経済成長期には先行管布設、市民皆水道（S60）以降は検針・未納整理・満了メーター取替業務に従事することで、時代の変化と水道局のニーズに対応しながら本市水道事業を補完してきた。</p> <p>これらの業務に競争性を導入し、水道事業のさらなる効率化を推進するなかで、公社の役割を、他事業体からもニーズの高い設計・工事監理業務や水道法改正関連業務へとシフトする事業構造の変革を公社経営計画期間中に集中して取り組んでいく。</p> <p>これと並行して、水道局のビジョンや経営計画において、公社の役割について明確に位置づけていくこととしたい。</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p>	措置方針
<p><b>3 神戸市水道事業の方向性</b></p> <p>[意見10] 阪神地域における広域連携の更なる進展について</p> <p>水道事業は装置産業であるため、広域連携の推進にあたっては、阪神水道企業団及び構成市により、阪神地域をひとつの地域として進めていくことが望まれるが、企業団は神戸市を含む構成市により立ち上げられたものであるとは言え、神戸市が、企業団議会の過半数を占めていることや企業団が供給する水量の約</p>	<p>経営環境が厳しさを増し、経営規模が縮小を続けるなか、施設や経営の効率化や基盤強化の安定化を図る上で、事業運営における他の事業体との広域的な連携について更なる強化・充実を図っていくことは重要であると強く認識している。</p> <p>また、水源の多くを共有する阪神地</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>6割を占めていることなどから、神戸市が牽引役となつて、広域的な視点から地域内の連携を押し進めていくべきである。</p> <p>具体的には、自己水源のあり方、施設の統廃合やダウンサイジングについてより広い視野で調整を進め、地域の水道システムの最適化を図っていく必要がある。</p>	<p>域での連携は重要であることも認識しており、地形・既存の施設配置・水運用方法等、各事業者の実情を踏まえた連携のかたちを検討していく必要がある。</p> <p>これまでも、阪神水道企業団や構成市とともに、平成28～29年度は水源（浄水場）の再配置・集約化について検討し、各施設がもつ特徴を評価したうえで、想定するリスクごとに最適配置案を整理している。平成30～令和元年度は、水源より下流の施設について、各事業者間の連絡施設を整備することによる施設の再編など整理し、有効性を検討してきた。</p> <p>今後も阪神水道企業団や構成市と情報共有・連携を図りながら阪神地域における水道システムの最適化に向けた取組を推進していく。</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p>	
<p>[意見11] 公民連携の推進及び神戸市の果たすべき役割について</p> <p>民間への委託を更に進めるにあたっては、セーフティネットの観点等も踏まえて、神戸市水道局として直営を維持すべき業務を整理した上で、民間への委託が可能な業務を検討していく必要がある。</p> <p>また、その検討にあたっては、広域連携の推進と合わせて、神戸市としての果たすべき役割を見極めながら検討していくべきである。</p>	<p>事業運営の効率化・最適化に取り組むなかで、引き続き民間活力の導入を推進していく。</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見12] 「経営戦略」の策定について</p> <p>今後、ビジョン及び経営計画を策定するにあたっては、「経営戦略」として明確に位置付け、将来の方向性に加え、具体的な施策や投資・財政計画を包括的に示すべきである。</p>	<p>現在、神戸水道ビジョン2025を経営戦略と位置付け、中期経営計画2023をビジョンのアクションプランとして具体的な施策や投資・財政計画を公表している。</p> <p>本市として各種計画の簡素化に取り組むなかで、「経営戦略」の取り扱いについても検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p>	措置方針
<p><b>4 神戸市工業用水道個別施設計画の策定</b></p> <p>[意見13] ビジョン達成の具体的な計画の策定及び進捗状況の検証について</p> <p>神戸市工業用水道個別施設計画（ビジョン）の達成のためには、より具体的な計画を策定し、また、PDCAの考え方の導入により、年度ごとに進捗状況の評価・検証を行い、進捗状況に応じた計画の見直し等にも取り組んでいくべきである。</p>	<p>工水ビジョンは年度ごとの目標ではなく、10年後の方向性を示したものであるが、進捗状況の評価・検証の方法について検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見14] 当初計画の見直しについて</p> <p>ビジョンの10年間の計画期間の折り返し地点であ</p>	<p>工水ビジョン策定時の想定とは状況が変化してきているため、ビジョンで</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ることからも、ビジョンで有効な手法として示されたA案（阪神水道企業団施設利用案）の実施可能時期が後ろ倒しとなる中、当初予定していなかった自己施設の再構築が必要と見込まれていることを踏まえ、施設整備の方向性について、改めて検討を行うべきである。</p>	<p>示した案だけではなく様々な検討を進めている。 今後の工業用水道事業の方向性の方針決定後に必要な見直しを行いたい。 (水道局)</p>	
<p>〔意見15〕 公民連携の取組について 水道事業と同様、工業用水道事業についても、民間への委託を更に進めるにあたっては、セーフティネットの観点等も踏まえて、神戸市水道局として直営を維持すべき業務を整理した上で、民間への委託が可能な業務を検討していく必要がある。 また、その検討にあたっては、広域連携の推進と合わせて、神戸市としての果たすべき役割を見極めながら検討していくべきである。</p>	<p>工業用水道事業においても、ユーザー対応等一部業務の外部委託化を進めている。 更に他の事業者で実施されている事例を参考に、今後の神戸市工業用水道事業への神戸市の関わり方を多角的に検討し、事業運営の効率化・最適化に取り組むなかで、引き続き民間活力の導入を推進していく。 (水道局)</p>	措置方針
<p><b>Ⅱ 収入及び債権管理</b> <b>1 水道事業</b> 〔意見16〕 未納整理等業務の委託内容の整理 弁護士法第72条に抵触する可能性のある業務を整理のうえ、当該業務委託の対象外とする等の対策について検討する必要がある。</p>	<p>(公財)日本水道協会の営業業務マニュアルでは、「事件性・紛争性のない納期限経過後の未納水道料金について、受託民間徴収業者が納入催告を行い、弁済提供を受けた金銭を領収する行為は、弁護士法第72条の禁止規定には違反しない。」という見解が示されており、本市においてもこの考え方に基づいて、事件性・紛争性のない料金徴収のみを委託している。 受託業者に対しては、事件性のある債権に関わらないよう、業務委託仕様書と未納整理等業務処理要領に基づいて日々の業務指導を行っていく。 (水道局)</p>	措置済
<p>〔指摘事項1〕 債権残高の妥当性 破産法、会社更生法等の法令に基づき、徴収金債務者の責任の全部又は一部が免除されたときは、認可決定が確定した年度においてその回収不能額を不納欠損処理されたい。</p>	<p>現行では、時効満了により不納欠損を行っているが、今後は、破産法・会社更生法等の法令に基づき債務者の責任の全部または一部が免除されたときは、時効の完成を待たずに欠損処理を行う。 (水道局)</p>	措置方針
<p>〔指摘事項2〕 時効の管理 時効管理は債権管理の基本的かつ重要な要素であるので内部チェック等の内部統制を構築されたい。</p>	<p>各事業所への通知と併せて管理職等による会議等を通して、時効管理の作業に関する適正な手続きを職員へ周知し、適正な事務執行に努める。 (水道局)</p>	措置方針
<p>〔指摘事項3〕 貸倒引当金の計上額について 会計方針では、一般債権については「貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している」とされている</p>	<p>他事業者における対応なども参考にしながら、令和2年度決算では引当金の計上を適切に処理する。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>が、流動資産の引当率50%についてはその根拠を算定した文書等が残っておらず、妥当性を確認できなかった。</p> <p>また貸倒懸念債権等特定の債権については「個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している」としているが、未収給水収益の未精算分についても回収遅延となっている債権が多数あるにもかかわらず、引当対象は未収給水装置修繕受託収益に限定しており、他の債権について回収可能性を検討していない。</p> <p>会計方針に沿った引当金額を計上されたい。</p>	<p>また、未収給水収益の未精算分のうち長期にわたる回収遅延分についても引当金として計上するよう改める。</p> <p>(水道局)</p>	
<p><b>Ⅲ 支出</b></p> <p><b>1 工事請負契約・委託契約</b></p> <p>[意見17] 入札参加資格の制限について</p> <p>入札参加者数、応札者数ともに多くはなく、落札率の状況からも競争性に疑問が生じる状況であり、その一因として入札参加資格が制限されていることが考えられる。</p> <p>神戸市水道局の入札参加資格の取扱いは神戸市の取扱いに準じているものではあるが、入札の競争性を高めるため、「神戸市内に本店を有すること」との入札要件を「神戸市内に本支店、営業所を有すること」に緩和することなどについて、神戸市とも調整のうえ、検討するべきである。</p>	<p>工事請負契約については、以前から、神戸市の方針として、市内経済の活性化等の観点から、地元企業の受注機会の拡大を図るため、地元企業で可能なものは、「神戸市内に本店を有すること」を入札要件としてきており、水道局も同様の対応を対応としている。</p> <p>この要件の緩和は現状では考えておらず、入札不調対策として、入札辞退者、未入札の理由分析などに引き続き取り組み、入札の競争性を高めていく。</p> <p>(水道局)</p>	他の方法で対応
<p>[意見18] 予定価格の事前公表について</p> <p>予定価格の事前公表により、落札率の上昇や予定価格での不調随意契約の締結を招いていることが懸念されることから、事前公表前後の入札不調の動向を検証の上、予定価格の事後公表の促進を検討するべきである。</p>	<p>予定価格の事前公表は、入札不調対策の一環として試行的に実施しているものである。</p> <p>平成24年度当時の入札不調率(配水管取替工事1.8%)と同じ程度に改善されれば、事後公表へ戻すことも含め、対応を検討していく。</p> <p>(水道局)</p>	他の方法で対応
<p>[意見19] 入札辞退者、未入札の理由分析について</p> <p>入札不調率は改善傾向にあるが、引き続き入札辞退や未入札の原因の調査を実施し、対応策を講じていく必要がある。</p>	<p>入札不調対策として、入札辞退者、未入札の理由分析などに引き続き取り組み、具体的な対策を検討し、それを講じていくことにより、入札の競争性を高めていく。</p> <p>(水道局)</p>	他の方法で対応
<p>[意見20] 相指名業者への下請発注について</p> <p>相指名業者への下請発注については、談合などの可能性がないか、十分に調査を行うなど、公正な競争入札が行われる環境を構築する必要がある。</p> <p>また、神戸市水道局の取扱いは神戸市の取扱いに準じているものではあるが、相指名業者への下請発注の制限について、神戸市と調整のうえ、検討するべきである。</p> <p>なお、このような疑念が生じる理由として予定価格</p>	<p>意見中の工事は、すべて一般競争入札に付しており、不特定多数の事業者の参加が可能であったことから、結果的に下請発注となったが、公正性は確保されていたものとする。</p> <p>「[意見19]入札辞退者、未入札の理由分析について」のとおり、当局では入札不調対策に継続して取り組んでおり、予定価格の事前公表は、入札不調対</p>	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>が事前に公表されていることも要因となる。「[意見18] 予定価格の事前公表について」に記載のとおり、事前公表前後の入札不調の動向を検証の上、予定価格の事後公表の促進を検討するべきである。</p>	<p>策の一環として試行的に実施しているものであり、入札不調率が改善されれば事後公表へ戻すことも含め、対応を検討していく。</p> <p>(水道局)</p>	
<p>[意見21] 2号随意契約の理由の妥当性について(対公社)</p> <p>2号随意契約の理由の妥当性に疑問がある状況であるため、下記の業務別に対策を講じるべきである。</p> <p>①C3 中部センター他壁面タイル補修にかかる業務 局所有施設の緊急の相当規模の補修工事について、神戸市水道局自らでも適切に対応できる体制の構築</p> <p>②C4 水道局職員研修等業務委託 必要に応じて研修実施・運營業務、研修施設管理運營業務を区分の上、委託業者の公募を検討</p> <p>③C18 満了メーター取替等(大口徑取替・撤去(50mm以上)) 公社しか実施し得ない特別の事情がない限り、大口徑メーターの取扱いを区分せず、小口径メーターと合わせて一般競争入札による業者の選定を検討</p> <p>④C19 有効期限切れメーター等調査及び修繕勸奨 公社しか実施し得ない特別の事情がない限り、メーター検針業務委託契約等に含めて一般競争入札による業者の選定を検討</p>	<p>事務事業の一部を委託するにあたっては、従来の考えに拘らず、他の事業者の存否、当該事務事業の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有するのかなど、調査・比較を行い、また多数の事業者がいずれも公社同様に履行できると判断できる場合には競争入札に付すなど、受託者を合理的かつ適切に選定するよう徹底する。それに向けて2号随意契約の妥当性を判断する基準を作成した。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>[指摘事項4] 2号随意契約した業務の再委託及び2号随意契約の理由の妥当性について(対公社)</p> <p>公社以外での実施は不可能として2号随意契約を締結しているものの、再委託及び外注の状況や業務の内容から公社以外の実施が十分可能であると考えられることから、2号随意契約として契約を締結する妥当性に乏しいと考えられるため、2号随意契約ではなく、金額に応じて一般競争入札又は指名競争入札により業者を選定する必要がある。</p>	<p>再委託等をしているが、委託業務の主たる部分は、本市水道事業に関する理解や経験、公正中立性が不可欠であったため、公社と契約した。</p> <p>事務事業の一部を委託するにあたっては、従来の考えに拘らず、他の事業者の存否、当該事務事業の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有するのかなど、調査・比較を行い、また多数の事業者がいずれも公社同様に履行できると判断できる場合には競争入札に付すなど、受託者を合理的かつ適切に選定するよう徹底する。それに向けて2号随意契約の妥当性を判断する基準を作成した。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>[意見22] 2号随意契約の委託契約金額について 委託契約金額の妥当性について、より詳細に検証する必要があるため、詳細な内訳が記載された見積書の入手、類似業務の契約金額や内訳金額との比較、詳細な価格の積算等により委託契約金額の妥当性を検証する必要がある。</p>	<p>C18「満了メーター取替等(大口徑取替・撤去(50mm以上))」については、令和2年12月に単価の見積もりを請求するよう変更した。</p> <p>その他については、契約金額は、発注量の増減や、各年度における単価及び積算基準に基づき算定していることか</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	ら、妥当性は検証できているものと考えている。 (水道局)	
<p>[意見23] 発注事務及び支払業務の委託について(対公社)</p> <p>発注事務及び支払業務については本来水道局が実施すべき業務と考えられる。</p> <p>一方で、限られた人員体制の中で、効率的かつ経済的な事業運営を目的に市出資団体である公社の活用を進めることは考えられるが、その場合には、過度な委託による追加費用の発生等、かえって非効率的・非経済的にならないよう、必要に応じて活用する場合の要件を設定する等対応策を講じることが必要である。</p>	<p>安易に公社へ業務委託することのないよう、委託要件等の設定について検討を進めたい。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見24] 委託業務内容の重複について</p> <p>水の科学博物館及び隣接する奥平野浄水場の見学に関連する委託業務について重複すると考えられる業務が見受けられることから、その内容を整理し、効率的に業務を委託することにより、コスト削減を図るべきである。</p>	<p>令和3年度より、契約及び所管を一本化する。なお、水の科学博物館の閉鎖により、奥平野浄水場のみの見学に関連する委託業務となる予定である。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>[指摘事項5] 再委託に関する事前の承諾</p> <p>再委託先及び内容の把握のためにも、再委託にかかる書面による事前承諾を徹底する必要がある。</p>	<p>委託先が再委託先を選定した時点で、当局に書面で承諾をとるよう徹底するため、令和3年3月30日付で職員に通知を行った。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>[意見25] システムの運用管理保守業務について</p> <p>システムの導入・開発に加えて、運用・保守等の通常発生する長期的なコストを加味した入札を行う等の対応について検討するべきである。</p>	<p>今後、新たなシステム開発を行う場合には、コスト面において初期投資のほか、開発後の運用・保守経費など長期的なコストも考慮した業者選定ができないか、検討していきたい。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項6] 神戸市HPにおける特命随意契約の結果の公表について</p> <p>公表金額については実際の契約金額と著しく乖離しないように公表する必要がある。</p>	<p>今回指摘のあった記載誤りは、令和2年11月に修正した。</p> <p>今後公表にあたっては、工事担当課と契約担当課とダブルチェックを行い金額の記載誤り等がないよう徹底する。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>[意見26] 2号随意契約の理由の妥当性等について(対公社以外)</p> <p>①C1 健康診断(人間ドック受診者分)</p> <p>共済組合の本来業務と委託業務内容を鑑み、委託契約書における業務委託内容を整理する必要がある。</p> <p>②C14 収納テープ作成・収入FD作成</p> <p>2号随意契約として契約を締結する場合には同業者しか実施し得ない理由を記載する必要がある。</p> <p>また、業務の継続性が必要となる点も理解できるため、契約期間を複数年度として業者を公募するこ</p>	<p>意見にある委託契約については、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的や、経費、労力、事業安定性等を総合的に考慮し、合理的な裁量に基づいて判断したうえで2号随意契約としているものである。</p> <p>①の令和3年度の契約については、共済組合と協議し、委託契約書の業務委託内容の整理を行い、共済組合からの補完資料を添付した。</p> <p>②については、指定金融機関である</p>	①,② 措置済 ③ 措置方針



監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>とを具体的に検討すべきである。</p> <p>③C37 水道料金等のクレジットカード決済に係るデータ処理業務</p> <p>2号随意契約として契約を締結する場合には同業者しか実施し得ない理由を記載する必要がある。</p> <p>また、2号随意契約ではなく、システム構築に追加費用が発生すること及び業務の安定性や効率性等を考慮し、複数年度契約として一般競争入札により業者を選定することを検討すべきである。</p>	<p>三井住友銀行の関連会社に委託することが経費・労力・事業安定性等を総合的に考慮し、最も合理的であるという判断で、今後も随意契約を継続していく方針である。なお、局内委託審査会でも同理由を述べ、承認を得ている。</p> <p>③については、経費・労力・事業安定性等を総合的に考慮し最も合理的であるという判断から、随意契約を継続してきたが、他社の動向把握も必要であるという観点から、他事業者からも情報収集を図り、今後の対応について局内で検討していく。なお、他都市の動向については、引き続き注視していく。</p> <p>(水道局)</p>	
<p>[意見27] 競争見積り合わせの参加制限について</p> <p>「満了メーター取替」業務の競争見積り合わせに課している参加条件については撤廃すべきである。</p>	<p>1社が5センターのうち3センターまでしか受託できないとする参加制限により、常に複数社が受託可能となるため、1社独占となることによる価格上昇リスクを抑えられ、受託事業者の撤退や倒産といった不測の事態に備えるセーフティネットとなることから、適正な競争性を確保するためには必要であると考えている。</p> <p>リスク対策と競争性の両立を引き続き検討していきたい。</p> <p>(水道局)</p>	他の方法で対応
<p>[意見28] 水道メーター検針・未納整理等業務の包括委託契約について</p> <p>プロポーザル方式により業者を選定しているため、単純に価格面だけで判断すべき内容ではないものの、当契約は5年間にわたるものでありコスト面での影響も大きいため、他のセンターの単価状況の変動も検証し、次回以降の委託契約時には包括委託契約ではなく、個々に委託契約を行うことも検討すべきである。</p>	<p>包括委託契約における、単価の動向については注視していくが、個々に委託するより一括で委託する方が業務遂行上もメリットが大きく、以前個々に契約していたが、平成28年から包括委託を導入している。</p> <p>今後とも単価の動向にも注視しながら、効率的で経済的な契約に努めていく。</p> <p>(水道局)</p>	他の方法で対応
<p>[意見29] 一般競争入札の地域要件について</p> <p>コスト増の要因となっているおそれがあることから、委託契約業者の選定にあたっては、地域要件の緩和を検討すべきである。</p>	<p>コロナ禍のなかで、本市では、これまで以上に地元企業を育成する観点から、委託契約において神戸市に本店を有する地元業者優先発注の徹底を図っている。</p> <p>水道局においても、より一層の地元企業優先発注に取り組んでおり、「神戸市内に本社・本店を有すること」という要件の緩和は現状考えていない。</p> <p>(水道局)</p>	他の方法で対応
<p>[意見30] 岩岡7号上池埋立地、岩岡8号下池埋立地</p>	<p>今回ご意見をいただいた用地につい</p>	措置

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>の有効活用について 経費節減の観点及び資産の有効活用の観点から、当該埋立地の売却や活用方法等を検討すべきである。</p>	<p>て、貸付け等の活用に向けて取り組んでいく。  (水道局)</p>	<p>方針</p>
<p><b>2 人事労務管理</b> [意見31] 停水解除業務について 不当に水道料金を滞納していた者に対する停水解除業務の対応については再考すべきであり、働き方改革による長時間労働の是正や1人あたり時間外勤務手当の低減を図るためにも、夜間体制の廃止やその業務の委託化を検討されたい。</p>	<p>停水解除業務について委託化を含めた見直しを行っていく。 引き続き時間外勤務の削減に取り組んでまいりたい。  (水道局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見32] 宿日直手当（待機手当）の見直し 業務の委託化等による経常業務の縮小や交代勤務等の導入などにより、待機業務のあり方から見直すことにより、宿日直手当（待機手当）の見直しを検討されたい。</p>	<p>待機業務のあり方について、業務を精査し、民間等への委託化が可能か等検討を行っていく。 引き続き、人件費の抑制に取り組んでまいりたい。  (水道局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見33] 停水手当について 通常の業務範囲内と考えられる停水業務にかかる停水手当の支給は、特殊勤務手当の制度の趣旨からして適切ではないことから、制度の廃止を検討すべきである。</p>	<p>停水解除業務について委託化を含めた見直しを行っていく。 業務の見直しと合わせて、停水手当の見直しを含めた人件費の抑制に取り組んでまいりたい。  (水道局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見34] 水せん操作及び水量観測等にかかる深夜業務手当について 通常の業務範囲内と考えられる水せん操作及び水量観測等にかかる深夜業務手当について、減額を検討されたい。</p>	<p>他局や他都市の状況及び手当の趣旨を踏まえ、手当の見直しについて、組合と協議を行っていく。 引き続き、人件費の抑制に取り組んでまいりたい。  (水道局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見35] 経営状況を考慮しない手当支給 地方公営企業法上、常に独立採算が求められる公営企業であることから、給与は「経営状況」を考慮して支給されることとされている。 神戸市水道局の経営実態を反映した「期末手当」「勤勉手当」の支給について検討されたい。</p>	<p>期末勤勉手当の支給については、市長部局との人事交流により在籍している職員も多数いることから、市長部局と均衡を図ってきたところであるが、引き続き検討していく。  (水道局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見36] 人事交流員の退職手当について 地方公営企業は独立採算制が原則とされていることから、職員の退職手当について、在職期間等を基準に関係部局間で負担する方法を採用するなど、負担関係の見直しができないか、神戸市と協議・検討すべきである。</p>	<p>適切な退職手当の支給方法について、市長部局等と協議を行っていく。  (水道局)</p>	<p>措置方針</p>
<p><b>3 資産管理</b> [意見37] 債券購入額について 社会情勢の変化等により債券購入計画に基づいた購入が困難となる場合も考えられるが、資金運用を計画的に行うためには、必要に応じて購入計画の見直しを行った上で、その計画に基づき債券を購入すべきである。</p>	<p>市場の動向等を踏まえ、引き続き適時・適切な運用に努めるとともに、実務に沿った内容で要領及び計画を整理した。  (水道局)</p>	<p>措置済</p>
<p>[指摘事項7] 貸借対照表計上額と在庫状況表計上額</p>	<p>令和2年度決算から改善したい。</p>	<p>措置</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>との差異について 当該差異に関しては、金額的には僅少であるものの、早急に改善の必要がある。</p>	(水道局)	方針
<p>[指摘事項8] 会計規程の見直しについて 本来、会計規程に従って業務が行われる必要があるが、現状において業務プロセスの見直し等により、一部の業務内容が会計規程と乖離しているものがある。 業務プロセスの見直しに合わせ、会計規程と実際の業務内容が整合するように会計規程の改定を行われたい。</p>	<p>今回指摘のあった内容は、令和3年4月1日付で会計規程の改正を行った。 会計規程については実際の業務内容と整合するように見直しを行った。今後も業務プロセスを見直す際には、根拠となる規程と照らし合わせ、改正が必要な場合は適時改正を行うことで、乖離がないよう努める。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>[指摘事項9] 資材受払票における必須記載事項の記入漏れについて 資材の払出し(受入れ)が行われた場合には必ず払出(受入)年月日を記載し、受取印を押印する必要がある。 また、内部統制上、担当者が記載を失念した場合においても上長等がそれを発見できる体制を構築すべきである。</p>	<p>今後、資材受払票への年月日の記載等、必要事項の記載漏れが生じないように関係所属に周知・徹底することで早急に改善する。また、チェック体制についても検討のうえ対応する。 なお、資材の管理については令和3年4月から外部委託を予定している。そのため、記載事項の徹底等、不備のない書類のやりとりが必要不可欠である。今後、委託先との書類のやり取り等を検討する中で、チェック体制等についても検討する。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項10] 適正在庫について 会計規程第75条の規定に鑑み、長期間使用されていない貯蔵品についてはその原因を検討し、必要に応じて処分する必要がある。 また、内部統制上、担当者が滞留リスト等により貯蔵品の滞留状況について容易に把握できるような体制を構築すべきである。</p>	<p>令和元年度より単価契約工事で使用する材料が局支給から業者手配になったことに伴い、貯蔵品を①緊急資材と②在庫限りに区分した。 ①緊急資材に区分したものについては、緊急対応の際に必要なため使用状況に関わらず処分はできない。 ②在庫限りに区分したものについては、今後の使用状況を考慮して令和5年度を目途に計画的に処分を行っていく。 処分が適正に行われているかのチェックを行う組織内の体制を検討する。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見38] 貯蔵品の購入限度額について 現在の取引実態に合わせて、適切な貯蔵品の購入限度額を定めるべきである。</p>	<p>水道事業会計の令和3年度予算(案)において、たな卸資産購入限度額を100百万円に改めた。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>[指摘事項11] キャッシュ・フロー計算書における計上区分について 貯蔵品の増減額については、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に計上する必要がある。</p>	<p>令和2年度決算から改善したい。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見39] たな卸実施時期について</p>	<p>令和3年度より3月末のたな卸につ</p>	措置

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>現状、年2回のたな卸のうち9月末に行われるたな卸に重点を置いているが、年度末である3月末のたな卸に重点を置き、少なくとも9月末と同じ水準で実施するべきである。</p>	<p>いて委託業者も活用しながら複数の職員で突合確認作業を実施するなど重点を置いて実施する。</p> <p>(水道局)</p>	方針
<p>[指摘事項12] 貯蔵品の計上漏れについて 年度内に使用することを前提に購入したものであっても、未使用となったものについては、年度末においてたな卸資産（貯蔵品）として資産計上されたい。</p>	<p>今回指摘のあった誤りについては、令和2年9月末のたな卸において修正処理を行った。</p> <p>今後、同様のことがないように、毎年度末に各所属に未使用の資材がないか確認し、未使用のものがあれば、年度末にたな卸資産（貯蔵品）として資産計上する。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>[指摘事項13] 不良品及び不用品の判断基準の明確化について 不良品及び不用品の処分について適時、適切に判断し、処理することができるように、不良品及び不用品の判断基準を明確に定め、処分時には決裁書等にその理由を明記されたい。</p>	<p>不良品及び不用品についての判断基準を作成し、処分時には決裁において処分理由を明示するよう改善する。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見40] ボトルドウォーター「神戸 布引溪流」について 在庫管理を行うにあたり、先入先出法の考えに基づく受払いを徹底するべきである。</p>	<p>現在在庫分は全て単一の賞味期限（令和4年3月）のものであるが、今後ボトルドウォーターを新たに製造する際には、保管場所を区分するとともに、賞味期限ごとに在庫管理を行い古いものからの払い出しを徹底する旨のマニュアルを作成し、担当職員へ周知した。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>[指摘事項14] 固定資産台帳と公有財産台帳について 土地について、会計規程に従い固定資産台帳を作成されたい。 また、建物について、固定資産台帳のみで管理している経緯は不明とのことであり、改めて固定資産台帳のみの管理で十分か検討するべきである。</p>	<p>土地については、固定資産台帳を作成する方向で改善する。</p> <p>建物については、「神戸市水道局公有財産管理規程」を令和3年3月30日付で改正し、固定資産台帳のみで管理することとした。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見41] 固定資産台帳とマッピングシステムについて 両システム間で相互に参照できることが実務的にも有用であることから、将来、両システムの更新等の時機を捉えて両システム間での連携等について検討していくべきである。</p>	<p>現状のマッピングシステムと他のシステムをリンクさせる改良には多額の費用を要する。また、局が所有する固定資産は管路だけではないので、固定資産台帳とマッピングシステムだけをリンクさせることの有効性については慎重な検討を要すると思われる。</p> <p>このため、システム的大幅更新にあわせて、費用対効果も含めて詳細に検討することが望ましいが、当面、システム的大幅更新の予定はない。</p> <p>(水道局)</p>	他の方法で対応
<p>[指摘事項15] 貸借対照表計上額と固定資産台帳計上</p>	<p>今回指摘のあった差異については令</p>	措置

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>額との差異について</p> <p>毎年度決算において貸借対照表計上額と固定資産台帳計上額が一致していることを確認し、一致していない場合には原因究明を行い、固定資産台帳の修正などの対応をされたい。</p>	<p>和2年度決算書作成時に修正する。</p> <p>今後は、決算時に貸借対照表計上額と固定資産台帳計上額の突合を行い、差異が生じないようにする。</p> <p>また、令和3年度に、固定資産業務及び決算書作成にかかる業務フローやマニュアル等を作成する。公認会計士等の専門的な知識を活用しながら、実務上の課題やエラーチェックの方法など、再発防止も含めた対策を検討する。</p> <p>(水道局)</p>	方針
<p>[指摘事項16] 備品の資産計上の判断基準について</p> <p>備品の資産計上の判断基準について、改めて周知・徹底を図るとともに、内部統制上、担当者が誤って計上した場合でも上長等の確認などにより早期に発見できる体制を構築されたい。</p>	<p>固定資産計上または備品台帳への計上について考え方を整理し、局内で再度周知徹底を図る。また、マニュアル作成や定期的に誤登録をチェックする方策を早急に検討する。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見42] 固定資産台帳への登録方法について</p> <p>誤った登録の発見のため、上長などの第三者のチェックを強化するなど内部統制上の体制を整備するべきである。</p> <p>また、固定資産台帳には、管理可能な単位である個々の機器ごとに登録するなど局全体としての方針を定める必要がある。</p>	<p>今回指摘のあった誤登録の消去漏れについては、令和2年度末の固定資産台帳に反映する。</p> <p>また、令和3年度に、固定資産業務にかかる業務フローやマニュアル等を作成する。公認会計士等の専門的な知識を活用しながら、登録方法も含めた固定資産管理の方針を整理し、実務上の課題や事務処理ミス等の防止に向けた対策を検討する。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項17] 耐用年数の登録誤りについて</p> <p>耐用年数の誤りについては、平成15年度の包括外部監査で指摘されているにもかかわらず、今回の監査においても散見された。</p> <p>地方公営企業法施行規則別表第2号に基づき適切に登録を行えるようにするため、担当者向けの研修会などの開催や仮に担当者が誤って登録を行った場合においても早期に発見できる体制を構築するなど、早急に対応されたい。</p>	<p>地方公営企業法施行規則に基づく耐用年数表を整理し、今回指摘のあった登録誤りについては、令和2年度末の固定資産台帳に反映する。</p> <p>また、令和3年度に、固定資産業務にかかる業務フローやマニュアル等を作成する。公認会計士等の専門的な知識を活用しながら、固定資産管理の方針を整理し、実務上の課題や事務処理ミス等の防止に向けた対策を検討する。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見43] 重要な会計方針に係る事項に関する注記と固定資産台帳の耐用年数について</p> <p>一般的な耐用年数ではなく、水道事業及び工業用水道事業において財務諸表を作成するにあたって実際に用いられる耐用年数を注記する必要がある。</p>	<p>令和3年度予算(案)の予定貸借対照表から注記の表現を改めた。</p> <p>令和2年度決算書においても同様に改める。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>[意見44] 水道メーターの固定資産計上時期について</p> <p>購入時には固定資産ではなく貯蔵品として計上し、客先設置時に貯蔵品から固定資産に振り替える処理</p>	<p>水道メーターは、計量法により検定についての有効期間が8年とされており、購入後、当該年度内には、ほぼ客先</p>	他の方法で対

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>について検討するべきである。</p>	<p>に設置される。このため、本市では購入時に全て固定資産計上しており、貯蔵品として計上しているものはない。ご意見のとおりの手順で固定資産計上を行うには、システム改修のほか、事務処理も煩雑となり、すぐに改善することは難しい。</p> <p>他事業体における計上方法等も参考にしながら、どのような対応が可能か研究していく。</p> <p>(水道局)</p>	<p>応</p>
<p>[意見45] 減価償却の開始時期について</p> <p>地方公営企業法施行規則や会計規程上、翌事業年度からの減価償却が認められているとしても、固定資産は時の経過や使用により減価していくため、取得時点から減価償却を行うことにより実態を反映した財務諸表を作成することを検討するべきである。</p>	<p>公営企業法で定められている一般的な考え方に基づいて減価償却を実施している。</p> <p>月割りで減価償却を行う場合、予測が難しいという課題のほか、財務会計システムを変更する必要があるため、システム変更のコストが生じるため、仮に変更するとしても、検討はシステムを更新するタイミングになる。</p> <p>(水道局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>[意見46] 稼働率の低い公用車について</p> <p>公用車の保有台数及び運用方法等について、改めて点検を行い、稼働率の低い公用車については削減を検討するべきである。</p>	<p>厳しい経営状況を踏まえ、業務の集約化や委託の拡大、組織再編を予定しており、業務内容に応じた公用車の保有台数とする。</p> <p>あわせて、車両の調達方法を購入からリースに順次変更し、業務量に見合った車両台数としていく。</p> <p>(水道局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[指摘事項18] 未使用の電話加入権について</p> <p>未使用等電話加入権については実体のない資産であり、除却処理をされたい。</p> <p>また、内部統制上、使用されなくなった電話加入権について適時適切に除却処理できる体制を構築する必要がある。</p>	<p>今回指摘のあった未使用等電話加入権については、令和3年3月31日付で除却処理を行った。</p> <p>また、令和3年度に、固定資産業務にかかる業務フローやマニュアル等を作成する。公認会計士等の専門的な知識を活用しながら、固定資産管理の方針を整理し、再発防止に努める。</p> <p>(水道局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[指摘事項19] 事業用資産の減損の判定について</p> <p>減損処理判定手順に従い、毎年度事業用資産について減損処理の判定を行われたい。</p> <p>また、決算で必要な手続きが漏れることがないように内部統制上の体制を構築する必要がある。</p>	<p>事業用資産をすべて減損処理判定の対象とするよう遊休資産との区分を整理し、現状に即して適切に判定を行うよう手順の見直しを行う。</p> <p>(水道局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[指摘事項20] 遊休資産減損処理の対象範囲について</p> <p>行政財産であっても実態が遊休資産であれば、減損処理の判定を行う必要がある。</p>	<p>指摘を受けた減損処理判定対象外の遊休資産について、減損処理判定を実施した。</p> <p>さらに、減損処理判定の対象とする土地を、「普通財産、行政財産の種別に</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>かかわらず実態として事業の用に供していない土地」とするよう手順の見直しを行った。</p> <p>(水道局)</p>	
<p>[指摘事項21] 減損損失の計上時期について</p> <p>旧六甲山管理事務所、岩岡7号上池土捨場跡地及び岩岡8号下池土捨場跡地については、遊休資産減損処理判定手順に従い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額した額を減損損失として計上されたい。</p>	<p>今回指摘のあった遊休資産については、令和3年3月31日付で減損処理を実施した。</p> <p>今後は「遊休資産減損処理判定手順」に沿った処理の徹底を図る。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>[指摘事項22] 資産性のない建設仮勘定について</p> <p>いつでもじゃぐち整備工事について除却処理又は減損の兆候があるものとして減損処理を実施されたい。</p> <p>また、甲南ポンプ場改修工事についても除却処理又は減損処理について検討するべきである。</p> <p>なお、内部統制上、建設仮勘定に係る工事が中止になっていないかについて確認を行う体制の構築が必要である。</p>	<p>今回指摘のあった資産については、除却処理を行い、令和2年度決算書に反映する。</p> <p>今後は、決算時に複数年度にわたる建設仮勘定計上項目についてチェックするなど、適切に処理していきたい。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項23] 固定資産の現物管理（除却漏れ、現物確認）について</p> <p>固定資産台帳に記載された資産の実在性、正確性を確保するため、固定資産の廃棄・撤去・取壊等を行った場合には、必要な管理者の決裁を受けるとともに、会計上も速やかに除却処理を行われたい。</p> <p>また、一部現物には資産番号・名称等の識別コード等が付与されていなかったが、現物確認の実効性を高めるためにも可能な限り識別コード等を付与するべきであり、合わせて毎事業年度少なくとも1回以上現物確認（現物と台帳の照合）を行う必要がある。</p> <p>なお、内部統制の観点からは、現物確認に際して管理部門が立ち合った上で確認するとともに、必要に応じて抜き取り検査を行うことや確認状況に関する報告書の提出を求めることも検討するべきである。</p>	<p>今回指摘のあった除却もれについては、令和2年度末の固定資産台帳に反映する。</p> <p>現物管理については、水道局の資産が非常に多い（約3万件）ため、どのようなやり方が現実的で実効性があるのか検討が必要である。</p> <p>令和3年度に、固定資產業務にかかる業務フローやマニュアル等を作成する。このなかで、公認会計等の専門的な知識を活用しながら、固定資産管理の方針を整理し、実務上の課題や事務処理ミス等の防止に向けた対策を検討する。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項24] 備品の現物管理について</p> <p>施設ごとに備品を把握できるように既存の備品台帳の情報を整理のうえ、今後の登録方法の改善を行うとともに、現物確認の重要性の周知・徹底により、備品番号票の添付漏れやチェックリストの見落としを防止することなどで、現物確認の実効性を高め、備品管理が適切に行われるような取り組みを進められたい。</p> <p>また、定期的に現物確認（現物と台帳の照合）を行う必要がある。</p> <p>なお、内部統制の観点からは、現物確認に際して管理部門が立ち合った上で確認するとともに、必要に応じて抜き取り検査を行うことや確認状況に関する報告書の提出を求めることも検討するべきである。</p>	<p>今回指摘のあった備品台帳と現物の不一致については、令和3年4月に市長部局の規則が改正されることと合わせて神戸市水道局物品会計規程を改正するため、その内容に合わせて是正する。</p> <p>固定資産と合わせて、備品台帳の管理についても、局内で統一した基準で管理できるよう、マニュアル作成等を検討したい。</p> <p>また現物確認についても、自主監査等を活用するなど、実効性のある方策を検討したい。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>[意見47] PCB処理損失引当金の計上について PCB廃棄物の処分に関する費用について、引当金としての取り扱いを検討する必要がある。</p>	<p>令和3年3月31日付で引当金を計上した。  (水道局)</p>	措置済
<p><b>IV 情報システム</b> <b>4 情報セキュリティ対策基準等への準拠</b> [意見48] 情報資産台帳の整備について（共通） 情報資産に係るリスクを分析し、適切なアクセス制限の設定、不必要な情報資産の速やかな廃棄等により情報セキュリティを確保するため、特に重要な情報資産については、具体的な保管状態及び所在まで含めた「情報資産台帳」を作成すべきである。</p>	<p>現在、企画調整局デジタル戦略部提示の「情報資産台帳サンプル」に沿って情報資産台帳を作成しているが、ご指摘の内容を考慮し、システム固有の事象なども踏まえて台帳の整備を検討してまいりたい。  (水道局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項25] 情報資産の廃棄申請について（営業オンラインシステム） 神戸市水道局で管理すべき重要な情報資産については、局外であっても具体的な形態や所在まで含めて把握すべきであり、その上で消去すべきデータが漏れなく、全て消去されたことを追跡する必要があることから、「データ消去作業証明書」に記載されている対象資産に消去すべきデータが網羅されていることを確認するよう改められたい。</p>	<p>データ消去報告書を受領しており、情報セキュリティ対策基準に則り適切に対応を行ったものである。 また、消去作業は職員が立会い、その場で消去されていることを確認していることから、データ消去の漏れがないことの確認はできているものと考えている。  (水道局)</p>	他の方法で対応
<p>[意見49] アクセス権限管理について（共通） 機密性の高い情報について、職務上当該情報を必要としない者にまでアクセス権が設定されていないか、また、職務上必要でない権限が付与されていないか確認し、アクセス権限管理について重要なリスクが生じていないか検討するべきである。</p>	<p>個々人の職務権限事務分担に応じたアクセス権限管理を行うことは、現行システムではそこまで細分化された権限の分割ができないため困難であるが、ご指摘の内容を考慮し、適正なアクセス権限管理に努めてまいりたい。  (水道局)</p>	措置方針
<p>[意見50] 外部委託管理について（営業オンラインシステム） 外部委託した場合であっても、委託した業務が情報セキュリティポリシー等を遵守しているか水道局自らが確認する必要がある。チェックリスト等の活用により、確認した結果の記録を明確に残すことを検討するべきである。</p>	<p>意見を受けて改めて対応を検討したが、データセンターを利用したサービスは局が委託業者から提供を受けており、局に帰属するものではないため、管理については委託業者の責任で対応していく。  (水道局)</p>	他の方法で対応
<p>[指摘事項26] 情報インシデント管理について（営業オンラインシステム） 情報インシデント管理にかかる規定の趣旨を改めて確認のうえ、局内での対応について漏れ等がないよう徹底を図られたい。</p>	<p>令和2年11月、当市所管である企画調整局情報化戦略部（デジタル戦略部）へ、情報セキュリティインシデント発生時の対応手順について再確認の上、局内で事務処理方法について周知徹底した。  (水道局)</p>	措置済
<p>[意見51] 端末等の盗難防止策（財務会計システム、営業オンラインシステム、工水料金調定システム） 情報セキュリティ対策上、重要な端末等について、各保管場所・設置場所の盗難等に関するリスクを評価し、神戸市水道局として取扱い（施錠の有無等）を定め、運用するべきである。</p>	<p>盗難被害にあった場合でも、端末に個人情報を含めた重要な情報は入っておらず、情報漏洩の可能性は極めて低い。 また、庁舎の管理状況や各センターにおける職員の勤務・待機状況から考</p>	措置方針



監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>えて、端末等の盗難リスクは低いと考えられるが、局として取扱い（施錠の有無等）をあらためて確認し、リスク管理を検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（水道局）</p>	
<p>[意見52] モバイル端末に係る定期的な確認について（営業オンラインシステム）</p> <p>モバイル端末の盗難・紛失等のリスクに応じて、神戸市水道局において定期的な確認を実施するか、あるいは、外部委託業者に対して、定期的な現物確認等の実施を求めるなど、セキュリティ対策を検討すべきである。</p>	<p>意見を受けて改めて対応を検討したが、モバイル端末については、使用時のみデータをダウンロードし、使用後はデータをアップロード後、削除しており、委託業者の下、管理する契約となっていることから、適切に管理されている。</p> <p style="text-align: right;">（水道局）</p>	他の方法で対応
<p>[意見53] ユーザー管理について（財務会計システム）</p> <p>アクセス制御の脆弱性に関するリスク評価を実施し、対応を検討すべきである。</p>	<p>システム機能として対応するためには改修に相応の費用と時間を要するため、リスクの重要度に応じて次回リリース時に対応することを検討してまいりたい。</p> <p>現行システムの仕様上では、異動・退職した職員IDを消去すると、当該職員が起案した過去データの参照ができなくなるため、IDの削除ではなく、各所管課からの廃止申請に基づき、システム担当者にて適用終了日を入力する（適用終了日以降はログインできなくなる）処理を行っている。</p> <p>そのため、異動時を中心に各所属より提出される登録・廃止申請に基づく整理を徹底し、特権ID付与者については、年度毎に権限の廃止処理を徹底することで対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（水道局）</p>	措置方針
<p>[意見54] システム障害時等におけるバックアップデータのリストアに係る訓練の実施について（財務会計システム、営業オンラインシステム、工水料金調定システム）</p> <p>各システムの状況を考慮した上で、必要なリストアに係る訓練の実施を検討すべきである。</p>	<p>バックアップデータのリストアについては、財務会計システムを構築している神戸市仮想化サーバ基盤を所管する神戸市企画調整局デジタル戦略部や、システムの運用保守業者等と連携しながら、対応について検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（水道局）</p>	措置方針
<p>[意見55] システムの開発、保守等における事前承認・事後確認について（営業オンラインシステム）</p> <p>システムにおける開発や運用の状況を分析のうえ、その実施にあたって、事前承認を要するものか、あるいは、事後的、定期的に作業記録、変更ログ等の確認を要するものかについて、リスクに応じた取扱いを検討すべきである。</p>	<p>軽微なものを除いては、システム開発・保守等の事前承認・事後確認を行っていたが、軽微なものについても、取り扱いについて検討し、Eメールを活用して事前承認・事後確認を行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">（水道局）</p>	措置済
<p>[意見56] 障害（問題）管理について（財務会計システム）</p>	<p>システム障害記録については種別・</p>	措置

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>テム、営業オンラインシステム、工水料金調定システム)</p> <p>障害管理については、情報セキュリティの確保のみならず、将来の効率的なシステム投資や業務の効率化のために、より有効に活用するべきである。</p>	<p>発生日等により管理するなど、定例的に管理・対応している。</p> <p>障害事例に対する仕様変更の必要性の有無など、システム投資の効率性や業務の効率性確保の検討のため、引き続き有効に活用してまいりたい。</p> <p>(水道局)</p>	方針
<p>[指摘事項27]パスワード強度の実効性確保の必要性①(財務会計システム、マッピングシステム、ファイリングシステム)</p> <p>パスワードの脆弱性に関するリスク評価を実施のうえ、それに応じたシステムを設計するなどの対応について検討が必要である。</p>	<p>限られた端末からしか接続できないなど、各システムとも、ネットワーク上のセキュリティ要件およびパスワードポリシーの要件には一定の担保がなされている。</p> <p>対応にはシステム改修が必要で相応の費用と時間を要するため、ただちに対応する予定はないが、各システムともセキュリティ向上の観点から、リプレイス等の機会を捉えて対応を検討していきたい。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見57]パスワード強度の実効性確保の必要性②(仮パスワード)(財務会計システム)</p> <p>情報システムセキュリティ対策基準によれば、仮パスワードに関しても推測が容易なパスワードは避けるべきであるため、運用の見直しを検討するべきである。</p>	<p>限られた端末からしか接続できないなど、ネットワーク上のセキュリティ要件およびパスワードポリシーの要件には一定の担保がなされている。</p> <p>現行の財務会計システムにおいて、ポリシーに違反するパスワードをシステム上登録不可とするには多額の改修費用が発生するため、リプレイス等の機会を捉えて対応を検討していきたい。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見58]情報システムに係る不正アクセスの防止について(財務会計システム、営業オンラインシステム)</p> <p>パスワードの脆弱性に関するリスク評価を実施し、ログイン試行回数の制限及びアクセスタイムアウトの設定等により、正当なアクセス権を持たない職員等が利用できないようなシステムとするなどの対応について検討するべきである。</p>	<p>限られた端末からしか接続できないなど、各システムとも、ネットワーク上のセキュリティ要件およびパスワードポリシーの要件には一定の担保がなされている。</p> <p>改修のため相応の費用と時間を要するが、当該リスクの重要度に応じてリプレイス等の機会を捉えて対応を検討していきたい。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針
<p>[意見59]ログの点検及び分析の実施について(財務会計システム、営業オンラインシステム、工水料金調定システム)</p> <p>ログの取得対象ごとのその他の統制の有効性の結果に基づいたリスク評価に応じて、ログの分析等の実施、実施の頻度、対象範囲等を検討するべきである。</p> <p>なお、これらのモニタリング統制は、有効なログが取得されていることが前提となるため、ログの取得の</p>	<p>個々のログの点検及び分析について、どの程度まで行うかについては、システムごとに、費用対効果の観点も踏まえ、リスク評価に応じて実施の有無や頻度、対象範囲等を検討してまいりたい。</p> <p>(水道局)</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
確認、ログの取得対象・範囲の適切性についても検討する必要がある。		
<p>[意見60]情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認（共通）</p> <p>神戸市水道局における情報セキュリティポリシーの遵守状況に関するリスク評価に基づいて、特に重要な事項については、より具体的な遵守状況の確認手続を実施することを検討するべきである。</p>	<p>情報セキュリティ研修における自己点検の結果等を活用し、必要に応じて具体的な順守状況の確認手続を行うことを検討してまいりたい。</p> <p>（水道局）</p>	措置方針
<p>[意見61] 自己点検について（共通）</p> <p>神戸市水道局の情報セキュリティ対策状況について、継続的な対応ができていないか否かの確認ができるような具体的な点検項目を作成し、実施するとともに、定期的に見直しするべきである。</p>	<p>全市的な情報セキュリティ研修における自己点検の実施に加え、システム個別の自己点検について、リスク評価を踏まえながら実施を検討してまいりたい。</p> <p>（水道局）</p>	措置方針
<p>[意見62]情報セキュリティ実施手順の策定について（共通）</p> <p>情報セキュリティポリシー等の確実な遵守を達成するために、神戸市水道局の情報セキュリティ対策に係るリスク評価を実施した上で、より具体的な施策を策定するべきである。</p>	<p>情報セキュリティ実施手順書の内容を検証し、システムリスク評価を実施した上で、具体的な対策のための施策に落とし込む必要性も検討してまいりたい。</p> <p>（水道局）</p>	措置方針
<p><b>5 情報セキュリティ上の固有の問題</b></p> <p>[意見63]情報システムに係るIT投資計画の策定について</p> <p>神戸市水道局全体での情報セキュリティ水準の達成やコストの最適化を効果的、かつ、効率的に図るために、システムインフラの見直し、業務処理システムの更改方針、システム関連投資及び運用費用を検討したIT投資計画の策定を検討するべきである。</p>	<p>水道局内のICT/IOTプロジェクトチームにおいて現行システムのセキュリティ上の課題や業務の効率化などを検証し、情報共有を行うことで、局全体での情報セキュリティ水準の達成やコストの最適化を図るよう努めてまいりたい。</p> <p>（水道局）</p>	措置方針
<p><b>V 神戸市水道サービス公社</b></p> <p><b>4 中期経営計画</b></p> <p>[指摘事項28] 中期経営計画の中間検証について</p> <p>「あり方検討委員会」からは、中期経営計画の中間段階で中間検証を行うべきとの提言を受けていたにもかかわらず、その中間検証を行っていなかった。</p> <p>次期中期経営計画においては、中間検証を実施し、必要な対策を講じるなどの対応をされたい。</p>	<p>中期経営計画2023については、令和3年度末を終えた段階で、中間検証的な取り組みを行うことを検討している。</p> <p>（神戸市水道サービス公社）</p>	措置方針
<p><b>5 職員</b></p> <p>[指摘事項29] 作業手当の取扱について</p> <p>作業手当を支給しないことについて、改めて組合との協議を行った上で書面に残すとともに、合意内容に応じて関係規定を改定されたい。</p>	<p>令和2年12月から令和3年2月にかけて公社の労働組合と給与関係の交渉を行い、その結果、作業手当のうち高所作業については支給対象として残すことで合意した。（金額は1日250円に変更）</p> <p>当該組合交渉の中で、今後支給が想定されない手当について廃止するなどの整理も併せて行った。</p> <p>現在、合意内容に応じた就業規則の</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	改正作業を進めているところである。 (神戸市水道サービス公社)	
<p><b>6 契約事務とコンプライアンス</b></p> <p>[意見64] 公社独自の随意契約の金額基準の設定について</p> <p>公社の契約について、競争性を高めるためにも、神戸市水道局の随意契約の金額基準をそのまま採用するのではなく、公社の工事等の規模に合わせ、金額を引き下げた公社独自の基準の設定を検討するべきである。</p> <p>また、合わせて公社の契約事務審査会等で審査対象となる契約金額も引き下げる検討をするべきである。</p>	<p>随意契約につき、公社独自の基準を設定するべきか否かについて、今後検討していく。</p> <p>(神戸市水道サービス公社)</p>	措置方針
<p>[指摘事項30] 随意契約の根拠事由の記載について</p> <p>随意契約とする根拠事由の記載が必要な契約については、公社契約規則の規定に従い、その根拠事由を記載されたい。</p>	<p>随意契約とする根拠事由の記載が必要な契約については、起案書に確実にその根拠事由を記載するよう、改めて各課に周知徹底を行った。(令和3年1月)</p> <p>(神戸市水道サービス公社)</p>	措置済
<p>[意見65] 契約事務と内部監査について</p> <p>コンプライアンスの確保のため、公社においても契約事務を自主監査の対象とするべきである。</p>	<p>令和3年度以降の内部監査においては、公社独自に契約事務を監査対象とする。</p> <p>(神戸市水道サービス公社)</p>	措置方針
<p><b>7 財政</b></p> <p>[意見66] 公社の経営判断と派遣職員の人件費について</p> <p>公社の経営判断に際して、例えば個別事業の採算性の判断や公社の自立可能性・採算性を判断する場合には、神戸市水道局からの派遣職員の人件費を加味した上でなければ誤った結論を導くおそれがあることから、今後経営判断を行う際には派遣職員の人件費にも留意する必要がある。</p>	<p>現在、水道局と派遣職員の人件費負担の見直しについて協議を行っているところである。</p> <p>(神戸市水道サービス公社)</p>	措置方針
<p>[指摘事項31] 工具器具備品・貯蔵品の管理について</p> <p>台帳と工具や貯蔵品の現物の残高とが整合するよう定期的に棚卸を実施のうえ、紛失品が発見された場合は除却処理を行うなど、工具器具備品、貯蔵品について適切な管理及び会計処理をされたい。</p>	<p>貯蔵品及び固定資産については、令和2年11月に改めて棚卸作業を行い、紛失品については既に除却処理を行うなどして、現物の残高と整合させた。</p> <p>再発防止策として、今後、貯蔵品については定期的に棚卸を実施し、固定資産についても決算毎に確実に現物確認を行うこととした。</p> <p>(神戸市水道サービス公社)</p>	措置済
<p>[意見67] リース契約自動車の資産計上について</p> <p>一般財団法人においても、一般に公正妥当と認められる会計が要請されているが、一般に公正妥当と認められる会計では、ファイナンスリースは資産計上することが通常の会計処理である。</p> <p>重要性の観点から賃貸借処理も容認されているが、公社の令和元年度の固定資産の金額(22,825千円)や税引前利益の金額(20,398千円)から判断すれば、重</p>	<p>令和3年度より、リース契約自動車については、残リース期間にかかるリース料を固定資産として計上する予定である。(令和3年度に会計処理を行う。)</p> <p>(神戸市水道サービス公社)</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>要な資産として資産計上すべきものである。</p>		
<p><b>8 令和元年度事業の状況</b>            [指摘事項32] 受託資産の管理について            神戸市水道局から受託した水の科学博物館管理事業に関して、資産の管理が不適切な事例があった。受託した事業の資産管理を適切に実施されたい。</p>	<p>水の科学博物館における消費期限切れの商品(水)については令和2年12月までにすべて廃棄処分を行った。            なお、水の科学博物館管理事業は令和3年3月をもって受託が終了する。            今後、水道局に限らず、資産管理が必要な事業を受託した場合は適切な管理を行っていく。            (神戸市水道サービス公社)</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見68] 個別事業の採算性について            公社は事業別に収支を把握しているが、直接費も賄えない事業が存在する。            競争状態で獲得したものもあろうが、随意契約で受託したものもある。コストの削減等企業努力を行っているとのことであるが、個別事業においても採算性を配慮することにより、公社の経営基盤の強化を図ることが必要である。</p>	<p>引き続き、コスト削減等の企業努力に取り組み、個別事業の採算性に留意しつつ、健全な経営が継続できるよう努めていく。            (神戸市水道サービス公社)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p><b>9 中期経営計画2023</b>            [意見69] 提言内容との整合性について            経営計画と「あり方検討委員会」提言内容との整合性について、改めて検討する必要がある。</p>	<p>「あり方検討委員会」の提言が出された平成26年時点では、競争性が導入されつつあった主要3事業が公社収入の大半を占めていたため、競争力の強化を目指していた。しかし、結果的にこのうちメーター検針事業と未納整理事業は、継続的な受託が叶わず、令和元年度中に受託が終了することになるなど、競争性の導入に十分対応することができなかった。そのため、中期経営計画2023においては、公社の核となる事業を、従来の管理的業務から、工事監理業務等の技術的業務にシフトしていく方針の下で事業計画を策定した。            このように、提言が出された当時と比べると、公社の事業構造が大きく変革している事情もあるが、一方で行動計画においては、「広域連携・他事業体の支援」を項目の1つとして掲げており、提言内容を踏まえた取組も継承していく方針であり、今後も引き続き提言内容との整合性を保てるよう検討を進めていく。            (神戸市水道サービス公社)</p>	<p>措置済</p>